

徳島県情報公開審査会答申第232号

第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書公開請求

令和3年8月26日、審査請求人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し「〇〇年、徳島県〇〇〇〇で発生した多頭飼育崩壊（以下「多頭飼育崩壊事案」という。）において徳島県が収容したおよそ〇匹の猫のカルテすべて。（以下「請求①」という。）また飼い主からの所有権放棄に係る書類すべて。（以下「請求②」という。）」についての公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

令和3年9月9日、実施機関は、請求①に係る公文書については、「当該公文書は、令和元年度に作成したもので、文書保存期限を過ぎており、文書が不存在である」ことを理由とする公文書公開請求拒否決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、請求②に係る公文書については、条例第8条第1号に規定する情報に該当する部分を非公開とする公文書部分公開決定処分を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

令和3年9月29日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して、審査請求を行った。

4 諮問

令和3年12月7日、実施機関は、徳島県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、当該審査請求につき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨及び理由

動物は命ある生き物であるため医療カルテにおいて1年の保存期間というのは医学的観点や事件事故等の法令に係る証拠書類とし常識的に短いと考える。事務的な簡易書類とは扱いが異なるため1年と定めている期間の根拠である回答を請求する。

第4 実施機関の説明要旨

1 審査請求人が公開を求めている公文書について

審査請求人が公開を求めている公文書に該当するものは、〇〇年度、猫の収容時に

作成した収容状況台帳（以下「本件書類」という。）と特定した。この文書は、収容した猫の収容日時及び場所等、主に収容状況を記録するものであることから、審査請求人のいう医療カルテとは異なる。

2 本件書類の性質、保存期間について

本件書類は、徳島県公文書管理規則（平成13年徳島県規則第73号。以下「規則」という。）第6条第1項別表5の9の日誌に該当し、収容から処分（返還、譲渡及び殺処分）に関する情報を記録するものであるため、処分が決定した猫の情報の詳細は不要となることから、徳島県文書規程（平成13年徳島県訓令第13号）に基づき、作成しているファイル管理表において、本件書類の保存期間を1年と定めている。

3 結論

本件書類は、〇〇年度に作成したものであり、〇〇年3月31日に保存期間が満了したことから破棄している。

したがって、実施機関（動物愛護管理センター）は、審査請求人が本件請求を行った令和3年8月26日には、これを保有しておらず、条例第7条第2号に該当することから、条例第12条第3項に基づき本件処分を行ったものである。

第5 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
令和3年12月7日	諮問
令和4年8月2日	審議（第196回審査会）
同 年9月26日	審議（第198回審査会）

第6 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 審査請求の趣旨及び理由について

審査請求人は、第3の1のとおり請求①に係る公文書について、その保存期間が短いと考え、期間の根拠である回答を請求すると主張している。

審査請求人は、実施機関の行った本件処分について不服があるとして審査請求を行っているが、本件処分をどのように処置すべきと求めているか明らかではない。

審査請求の趣旨については、審査請求書において明確な内容の記載を必要とするものではなく、審査請求書の記載から審査請求人が何を求めているかを汲み取ることができれば足りると解されている。

審査請求人は、請求①に係る公文書の保存期間が1年というのは短いと主張し

ていることから、請求①に係る公文書が存在していると思料し、本件処分を取り消し、請求①に係る公文書の公開を求めるという趣旨がくみ取れるため、審査請求の趣旨については、本件処分が不当であると主張していると解することができる。当審査会としては本件処分の妥当性について判断することとする。

2 本件請求に係る公文書について

本件請求は、多頭飼育崩壊事案において実施機関が収容したおよそ〇匹の猫のカルテの公開を求めるものであり、これに対して、実施機関は、請求①に係る公文書として、本件書類を特定した。

実施機関は、本件書類の性質としては、実施機関が収容した猫の収容日時及び場所等、主に収容状況を記録するものであり、審査請求人のいう医療カルテとは異なると主張する。

当審査会において本件書類の様式を確認したところ、獣医師による診察を要する事項が記載されているものとは認められず、また、収容された猫に診療行為が必要な場合でも外部の獣医師に診療をしてもらうことになるとのことであるので、実施機関において医療カルテを保有しているとは認められない。

医療カルテと本件書類は異なる文書ではあるが、審査請求人の求める猫のカルテに相当する文書として、実施機関において保有する公文書の中から審査請求人の求める多頭飼育崩壊事案に係る猫の状況が分かる公文書として本件書類を特定したことについては、格別不合理な点があるとは言えない。

3 本件対象公文書の保存年限について

実施機関が請求①に係る公文書として特定した本件書類については、規則に基づき公文書の管理を行っており、規則第6条第1項において、「公文書の保存期間は、30年、10年、5年、3年、1年及び1年未満の期間とし、その基準は、別表に定めるところによる。」と定められ、また、規則第9条第1項において、「公文書は、その保存期間(保存期間が延長された場合にあっては、延長後の保存期間)が満了したときに、徳島県立文書館に引き渡すものを除き、廃棄するものとする。」と定めている。

実施機関では、本件書類を、規則別表の「公文書の区分」五の項の9「月報又は日誌」に該当する公文書として、その保存期間を1年と定めている。

したがって、本件書類は、〇〇年度に作成された資料であるため、〇〇年3月31日に保存期間が満了したことから廃棄されている。

よって、請求①に係る公文書を実施機関が保有していないことについて実施機関の説明に不自然、不合理な点はない。

4 本件処分の妥当性

以上のことから、実施機関が請求①に係る公文書が存在しないことを理由として行った本件処分は、妥当であると判断する。

5 付言

実施機関は公文書公開請求拒否決定通知書の公文書の件名欄には、公文書公開請求書の記載を引用し「〇〇年、徳島県〇〇〇〇で発生した多頭飼育崩壊において徳島県が収容した猫〇匹のカルテ全て」と記載し、また、公開請求を拒否することとした理由欄には、「当該公文書は〇〇年度に作成したもので、文書保存期限を過ぎており、文書が存在しない」と記載し、公文書公開請求拒否決定を行った。そして審査請求に対する弁明書の本件処分の理由において、請求①に係る公文書を本件書類であると特定したと明らかにしている。

請求者は、実施機関がどのような文書を保有しているか分からずに一般的、包括的な表現により公文書の公開を求めることがあるので、実施機関においては対象公文書の特定において遺漏がないよう請求者に対して情報提供、請求内容の確認、請求書の記載の補正を求めること等の対応を必要に応じてすべきであり、また、文書が特定できた場合には、公文書公開請求拒否決定通知書において、特定した文書の件名を記載すべきである。

徳島県情報公開審査会委員名簿

(50音順)

氏名	職業等	備考
大森 千夏	弁護士	
鎌谷 郁代	税理士	
喜多 三佳	四国大学経営情報学部 教授	会長
小田切 康彦	徳島大学大学院社会産業理工学研究部准教授	会長職務代理者
真鍋 直敬	弁護士	